

要望書受付期間

2023年11月13日(月)正午～2023年12月4日(月)13:00

2024年度 地球環境基金助成金 募集案内

環境保全活動を行う民間団体を支援します。



独立行政法人 環境再生保全機構

2023 年度からの主な変更点

1. 受付期間の時期

募集案内公表 2023 年 10 月 2 日（月）

受付期間 2023 年 11 月 13 日（月）正午～同年 12 月 4 日（月）13:00

※新規・継続共通

内定予定 2024 年 3 月下旬（予定）

2. 助成金支払い手続きの改定

2023 年度助成金から概算払いの要件を変更し、対象団体を拡大しました。一定の事務処理の能力・体制を有しており、団体への概算払いの必要性がある場合は、継続団体に加えて、助成 1 年目となる新規団体も対象となります。

3. 審査方針の改定

「要望審査に当たっての重点配慮事項」において、2024 年度は「①脱炭素社会形成・気候変動対策に資する活動への支援」及び「②生物多様性の保全に資する活動への支援」の 2 項目に係る活動を特に重視し要望審査を行うことといたします。

4. 助成金交付要望書の記載例及び様式について

2023 年度助成金交付要望書提出から「地球環境基金助成金申請システム」を導入したことに伴い、これまで募集案内に掲載していた要望書の記載例及び様式については、「地球環境基金助成金申請システム 要望書提出マニュアル」に掲載することといたしました。マニュアルは 11 月中旬に地球環境基金ホームページにて公開を予定しています。

5. 2025 年度助成金募集について

地球環境基金は 1993 年度に創設され、30 年が経過しました。地球環境基金では、多様化・複雑化する環境問題、NGO・NPO を取り巻く環境変化や社会情勢の変化を踏まえ、現在直面する様々な課題を検討し、今後の事業のあり方について取りまとめております。

つきましては、2025 年度助成金において、助成メニュー等の見直しを行う可能性がありますので、あらかじめご案内申し上げます。なお、2024 年度助成金要望において新規または継続 2 年目以上の団体におかれましては、対象メニューの助成終了時まで引き続き現在のメニューを継続いただけます。

目 次

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに	1
(2) 地球環境基金の仕組み	1
(3) 地球環境基金の目指す姿	2
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）への取組	3
(5) 地球環境基金助成金の特徴	4
(6) 助成メニューの概要及び位置づけ	5
(7) 地球環境基金助成金要望後の流れ	10

2. 地球環境基金助成金交付要望 募集要領

(1) 要望書受付期間	11
(2) 応募団体要件	11
(3) 応募活動要件	12
(4) 活動対象地域	14
(5) 助成の対象となる期間	14
(6) 募集のメニュー	14
(7) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム	16
(8) 助成の対象となる経費	19
(9) 助成の対象とならない経費	21
(10) 助成金支払いの手続き	21
(11) 前年度からの継続案件について	22
(12) 海外の民間団体への助成（ロ案件）について	22
(13) その他	24
(14) 要望書の提出方法	25

3. 審査方針

26

4. 地球環境基金助成金交付要望書の作成に当たって

33

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに

1992年（平成4年）6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」（いわゆる「地球サミット」）が開催されました。この会議には、世界中のほとんどの国（約180カ国）が参加し、100カ国以上の元首・首脳、約1万人に及ぶ政府代表者が出席する大規模な会議となりました。この席上、日本国政府は民間の環境保全活動に対し、資金的支援の仕組みを整備することを表明しました。地球サミットにおいては、環境と開発に関するリオ宣言が出され、持続可能な開発を推進することとし、市民が環境問題に取り組むことの重要性が明らかにされました。

このような流れを受けて、当時の環境庁（現在の環境省）が中心となり、民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動への資金の助成その他の支援を行うため、1993年（平成5年）5月、国と民間の拠出により地球環境基金が創設されました。

地球環境基金では、1993年度（平成5年度）から2022年度までに延べ5,815件、総額約189億円の助成を行うなど、NGO・NPOの環境保全活動を積極的に支援してきました。

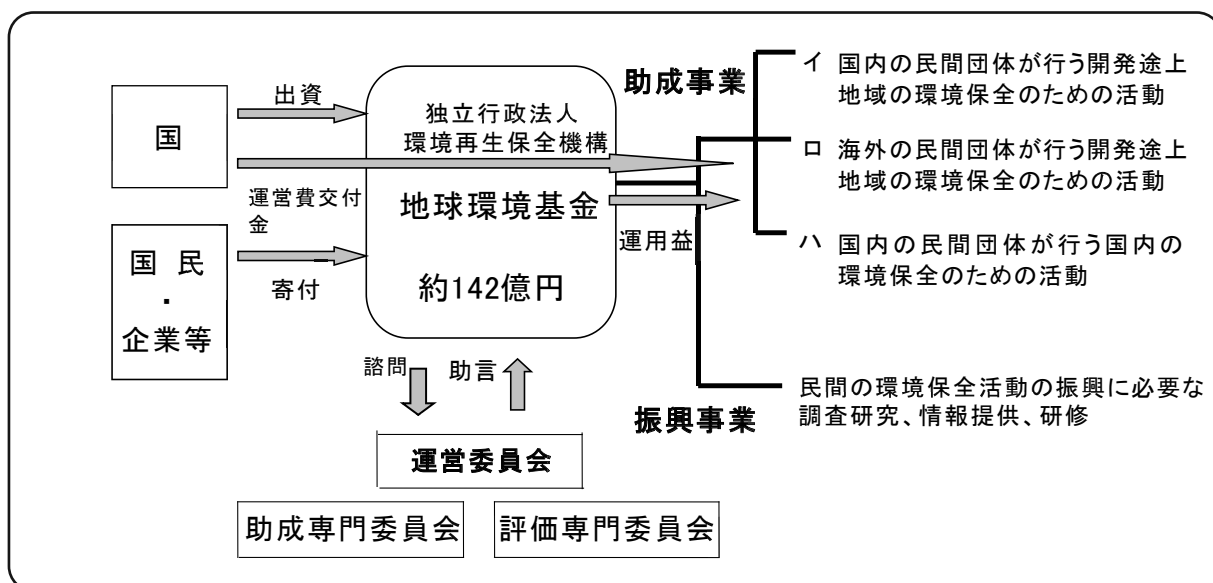
(2) 地球環境基金の仕組み

① 基本的な仕組み

地球環境基金は、国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、内外の民間の非営利団体（環境NGO・NPO）が行う環境保全活動への助成その他の支援を行っています。

② 地球環境基金事業の運営について

地球環境基金事業の実施にあたっては、学識経験者からなる地球環境基金運営委員会の助言を受けることとされています。運営委員会の下には、助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針や具体的な助成先などについて、また評価専門委員会では助成対象活動の評価について、専門的見地からの審議が行われています。



(3) 地球環境基金の目指す姿

地球環境基金は、創設 20 周年（2013 年）を機に、更なる環境 NGO・NPO の強化に向けた支援の充実を行うとともに、環境保全活動を行う次世代の人材育成に力を入れて持続可能な社会の実現に貢献していくことを新たに掲げました。そして、今後どのような役割が期待されているのかを「ビジョン」にまとめ、そのために基金が果たすべき役割を「ミッション」として決めました。

地球環境基金のビジョン

地球環境基金は、環境 NGO・NPO 活動を支援することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

これからの社会は、市民一人ひとりの思いや志を、行動に変え、様々な環境諸課題を解決することが大切です。

環境 NGO・NPO は、現場での活動を通じて、こうした一人ひとりの取り組みや声、行動を結びつけ、社会の共感を得ながらその取り組みの輪を広げ、良好な環境の創出につなげるという、大きな役割が期待されています。

活動の輪の広がりや、それぞれ特有の生活、文化、経済を背景とした地域でのものから、多様な考え方や生活文化を持つ人々が関わる国際的、地球的規模のものまで、様々なレベルで必要となっています。その核となるべき環境 NGO・NPO の活動もまた、多様なものになることが期待されています。

地球環境基金は、環境 NGO・NPO の自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政と協力し、その活動を支援することを通じて、私たちの将来の世代に、豊かに生きる基盤である地球を引き継ぐことができる、持続可能な社会の実現に貢献します。

地球環境基金のミッション

- ① 環境 NGO・NPO 活動の質的、量的な充実のための支援をします。
- ② 環境 NGO・NPO 活動の組織機能の強化のための支援をします。
- ③ 環境 NGO・NPO 活動の地域での連携・協働を支援します。
- ④ 環境 NGO・NPO 活動の国際的な展開を支援します。

環境 NGO・NPO は、持続可能な社会づくり、環境保全に欠かせない存在となってきました。今後、さらに資金力の強化及び、専門力、提案力、動員力、発信力など、活動を支える力を強化すること、また、各々が自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の主体との連携・協働を強化することなど、その機能を高めていくことが重要です。

その活動が充実するにつれて、市民から共感・信頼を得、活動がより大きくなり、経済や社会を変え、よりよい環境を作り出していくことが期待されます。

そうした期待に応え、共感・信頼される環境 NGO・NPO が質的にも量的にも充実するよう、また、機能強化につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指します。

持続可能な社会には地域での取り組みが欠かせません。地域作りを担い、地域に貢献できる活動を大切にするとともに、その地域活動が各主体との連携・協働などにより「孤」から「環」に広がるよう地球環境基金は、環境 NGO・NPO を支援して参ります。

また、環境問題は国境を越え、地球大につながっています。取り組みの環が世界へとつながり、広がっていくよう、地球環境基金は、国際的視野をもって、環境 NGO・NPO を支援していきます。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) への取組

1992年の地球サミットを契機に設置された地球環境基金は、持続可能な社会づくりの実現を目指しており、2015年に国連で採択された「2030アジェンダ・SDGs」の実現に取り組んでいます。

①SDGs の概要

2015年9月の国連総会で「Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development (我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ)」が採択されました。その中心を占めているのが「Sustainable Development Goals (SDGs：持続可能な開発目標)」です。

SDGsは今世紀初頭の2001年に設定された「Millennium Development Goals (MDGs：ミレニアム開発目標)」の後を継ぐ国際目標であり、2001年から2015年までの15年間に気候変動・地球温暖化や格差拡大といった環境問題や社会問題などの世界を取り巻く状況に大きな変化が起こり、これらの課題への対応が求められてきたこと等を背景に、それらの地球規模の課題に対処しながら、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、生まれました。

SDGsは、貧困や飢餓の撲滅、国内外の不平等の是正、エネルギーアクセスの確保、気候変動対策、生態系保護、持続可能な消費と生産などの17の目標、169のターゲット及び指標で構成されており、2030年が目標達成期限と設定されています。

②SDGs への各セクターの取組

2030アジェンダ・SDGsは、環境、経済、社会、全ての面での取組が求められています。また、途上国だけでなく先進国においても同様であり、各国政府や市民社会、民間セクター等の様々なアクター（主体）が連携し、「パートナーシップ」を築いていくことが必要です。日本国内では、2016年、内閣におけるSDGs推進本部立ち上げ以降、自治体ではSDGsの考え方を盛り込んだ総合計画が策定され、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画においてもSDGsの考え方が導入されました。また、日本経団連がSDGsの達成を柱として企業行動憲章を改定しており、NGO・NPOにおいてもSDGsを活用した地域の課題への対応が見られるなど、各セクターがSDGsによって課題を捉え、積極的に取組を進めています。

③地球環境基金のSDGsへの取組

「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続的な社会の実現に向けて、政府（行政）や企業だけでなく、NGO・NPOの取組が必要です。またNGO・NPOにとって各セクターとの連携やパートナーシップを進める上でもSDGsの考え方は必要不可欠です。

地球環境基金も、活動資金助成やエンパワーメントを行う事業を通じて、SDGsの考え方を活用し、複数の目標を統合的に解決することを目指す環境NGO・NPOを積極的に支援していきます。



(5) 地球環境基金助成金の特徴

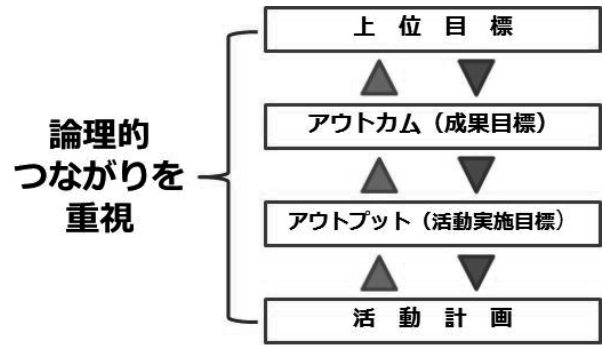
地球環境基金助成金は、民間団体が行う環境保全活動を資金面などで支援するもので、あらかじめ団体で設定した目標に沿って活動を計画・実施し、成果をあげていただくことで、地球環境保全に貢献することを目指す成果主義型の助成金です。

① アウトカム（成果）志向、戦略志向の助成金です

地球環境基金は、助成活動が目指す最終的に実現したい望ましい環境の状態の実現に向けて、活動計画が具体的かつ効果的に構成されていることを重視しています。すなわち、助成を受けた団体が論理的なつながり（ロジックモデル）に沿って活動を実施し、成果目標を達成することを地球環境基金は求めています。

また、助成終了後も上位目標の達成に向けて活動が継続し自立するために、助成期間中から展望をもち計画に取り入れ、活動を実施することを求めています。

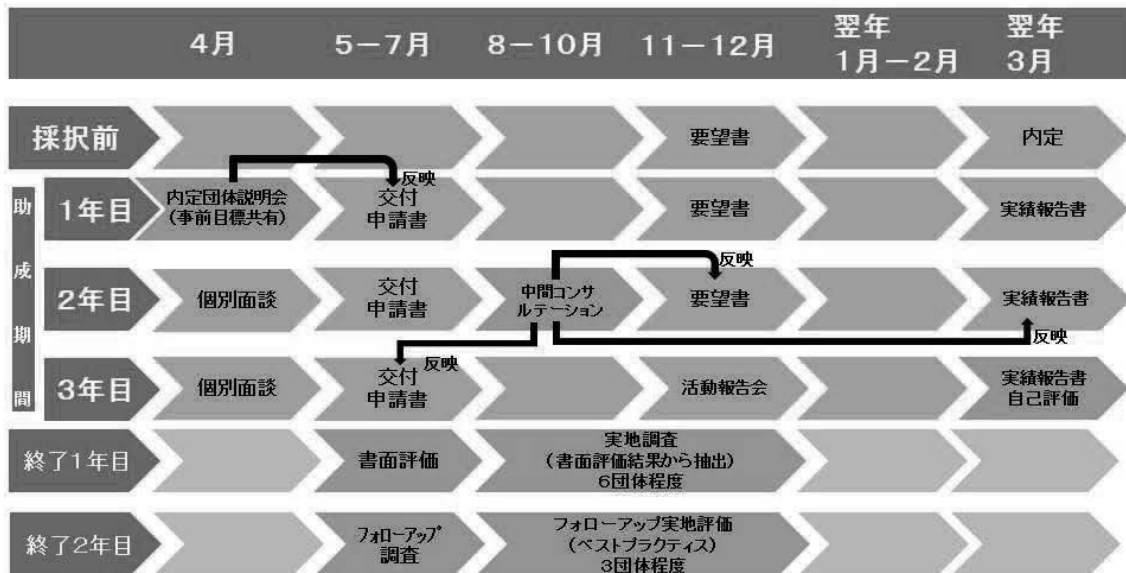
（ロジックモデルについて、詳しくは「4. 地球環境基金助成金交付要望書の作成に当たって」をご覧ください。）



② 助成活動の成果の向上のための評価制度があります

地球環境基金では、助成活動終了時に成果等に関する評価を行っていますが、助成1年目には助成金要望時の上位目標、アウトカム目標、アウトプット目標及び活動計画について地球環境基金と活動団体間で確認【事前目標共有】し、2年目には助成団体と外部有識者（評価専門委員会委員）との面談を行い進捗状況の確認や助言の場【中間コンサルテーション】を設けるなど、活動の始めから終わりまで外部有識者や地球環境基金職員等により活動の状況確認を行い、活動がより良くなるようアドバイスを行う、いわば「改善のための評価」を実施しています。

地球環境基金助成金評価スケジュール（3年計画案件の場合）



③ 主な原資は公的資金です。

地球環境基金助成金は、基金の運用益に加えて国からの運営費交付金を財源としています。そのため、助成金の使途や成果に関する説明責任が私たち地球環境基金と助成を受ける団体に求められています。

また、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、助成金の支払いにあたっては原則として証拠書類の提出を求めており、助成終了後も一定期間保管しておく必要があります。

(6) 助成メニューの概要及び位置づけ

	はじめる助成	つづける助成	ひろげる助成
概要	地域活動の種を育て、地域に根付いた活動を中心に、地域からの環境保全のボトムアップの充実を目指す支援	地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が、継続し、持続的な活動へと定着することを支援	課題解決能力等に磨きをかけ、より効果的な活動の展開を実現し団体組織のステップアップを目指す支援
助成対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・団体設立から10年以下であること ・過去に地球環境基金の助成金を受けたことがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること ・直近3年間にはじめる助成を受けた団体または、過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
助成対象活動	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に資する活動 ・地域に根ざした活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に資する活動 ・同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動 ・様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に資する活動 ・団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動
助成期間	1年間 (1団体1回限り)	最大3年間 (1団体1回限り)	最大3年間 (ひろげる助成を連続して6年間助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)
年間助成額	50万円～300万円	50万円～300万円	200万円～800万円 (イ案件) 200万円～600万円 (ロ・ハ案件)
対象案件 ※1	(イ・ロ・ハ案件)	(イ・ロ・ハ案件)	(イ・ロ・ハ案件)
若手PL 活動推進費	対象外	対象外	対象

※1 対象案件 活動実績および団体設立年数は2024年4月1日時点での年数とします。

※2 対象案件

イ案件・・・国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ロ案件・・・海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動

ハ案件・・・国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

フロントランナー 助成	プラットフォーム 助成	特別助成 (地域循環共生圏)
日本の環境 NGO・NPO が中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を生み出すための支援	日本の環境 NGO・NPO が他の NGO・NPO などと横断的に協働・連携し特定の環境課題解決のために大きな役割を果たすことを目指す支援	地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動の準備・基盤づくりを支援
<ul style="list-style-type: none"> ・主たる事務所を日本国内に有していること ・助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること ・事務局となる団体は、助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動関連分野において活動実績を1年以上有していること
新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動	様々な団体が連携・協働することで、環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動	地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動について、その準備・基盤づくりを行う活動
原則3年間 (要望時に5年間の活動計画を提出の上、進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。ただし、フロントランナー助成を受けた団体は、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。)	最大3年間 (国際会議などターゲットとする年が明確な場合、その年まで延長を認めることがあります。その後は同一課題については当分の間採択しません。)	最大2年間
600万円～1,200万円	200万円～800万円	50万円～200万円
(イ・ハ案件)	(イ・ハ案件)	(ハ案件)
対象	対象	対象外

※注 LOVE BLUE 助成については、次ページと「募集案内(別冊)」をご覧ください。

企業協働プロジェクト LOVE BLUE 助成

2015年度（平成27年度）より企業協働プロジェクト助成を実施しています。

2024年度も一般社団法人日本釣用品工業会からの寄付を原資とした「LOVE BLUE 助成」を実施します。

LOVE BLUE 事業は、一般社団法人日本釣用品工業会が「LOVE BLUE ～地球の未来を～」のローガンを掲げ、つり環境ビジョンコンセプトに基づき公益財団法人日本釣振興会と協働で取り組む環境・美化事業です。釣用品メーカー等が国内で販売する釣関連用品に「環境・美化マーク」を表示し、その売上の一部などが一般社団法人日本釣用品工業会へ拠出され、事業原資となっています。

要望書の様式は、地球環境基金助成金と同じです。助成対象団体や助成対象活動についての詳細は「**募集案内（別冊）**」をご覧ください。

[LOVE BLUE 助成についての留意点]

LOVE BLUE 助成への要望は、水辺の清掃活動を含む活動としてください。活動分野は、水辺の環境保全活動として、a 自然保護・保全・復元、b 森林保全・緑化、f 循環型社会形成、g 大気・水・土壌環境保全、h 総合環境教育、i 総合環境保全活動、j 復興支援等、k その他の環境保全活動 のいずれかに該当するものとします。LOVE BLUE 事業の詳細、これまでの助成活動など、以下のサイトをご覧ください。

・LOVE BLUE 公式 Facebook [検索](#) LOVE BLUE 地球の未来を

・LOVE BLUE 公式サイト <https://www.loveblue.jp/>

・一般社団法人日本釣用品工業会ホームページ <http://www.jaftma.or.jp/>

LOVE BLUE 助成を受けた活動は、日本釣用品工業会の LOVE BLUE 事業ののぼり等の使用協力、「釣りフェスティバル」での発表や展示物の原稿作成、視察受入をお願いすることがあります。LOVE BLUE 助成に基づく活動であることを広く告知してください。

*なお、清掃活動など水辺の環境保全活動を含む活動を他の助成メニューで要望した場合、LOVE BLUE 助成でも要望があったものとみなし双方の助成メニューの観点から審査を行います。

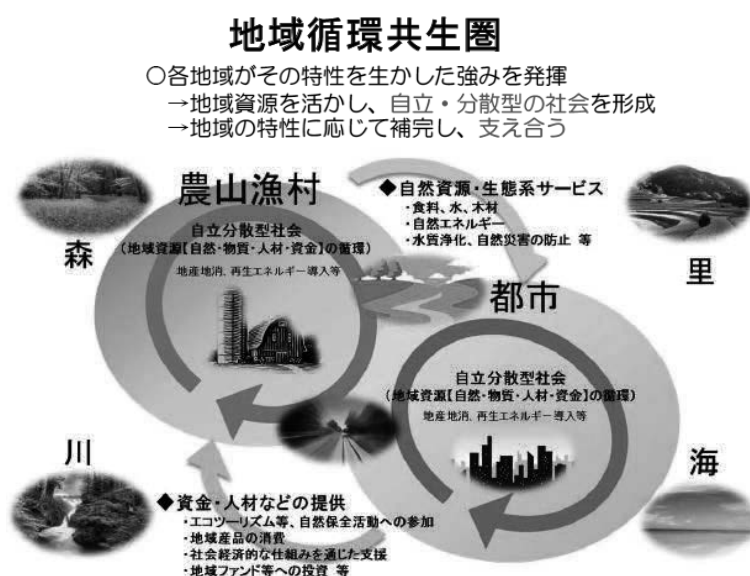
	LOVE BLUE 助成（企業協働プロジェクト）
目的	（一社）日本釣用品工業会からの寄付を原資とした水辺の環境保全を目的とした企業協働プロジェクト
助成対象団体	助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
助成対象活動	清掃活動など水辺の環境保全活動
助成期間	最大3年間
年間助成額	継続分を含む寄附総額の範囲内（1年間あたり） ※2024年度は総額1,350万円
対象案件	（ハ案件）
若手PL活動推進費	対象外

地域循環共生圏の創造 ～日本発の脱炭素化・SDGs 構想～

1. 地域循環共生圏の概要

2018年4月に閣議決定した第五次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も活用した「地域循環共生圏」を提唱しています。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していきます。

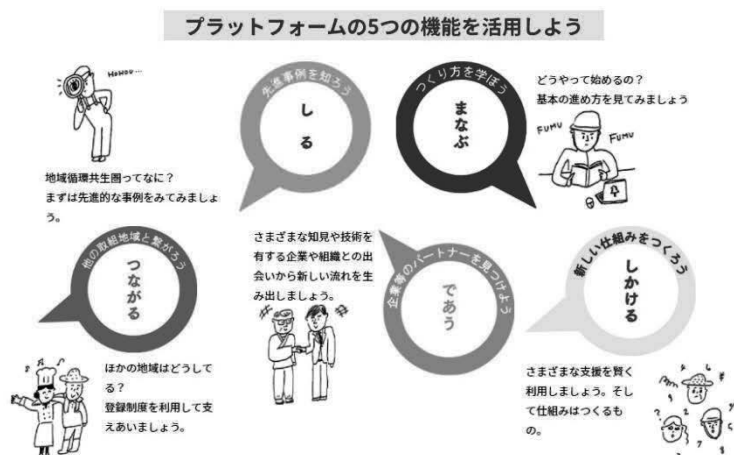


■環境省ローカルSDGs～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～

<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

「環境省ローカルSDGs～地域循環共生圏づくりプラットフォーム～」では、地域循環共生圏の「つくり方」や各地域の取組事例等を紹介しています。

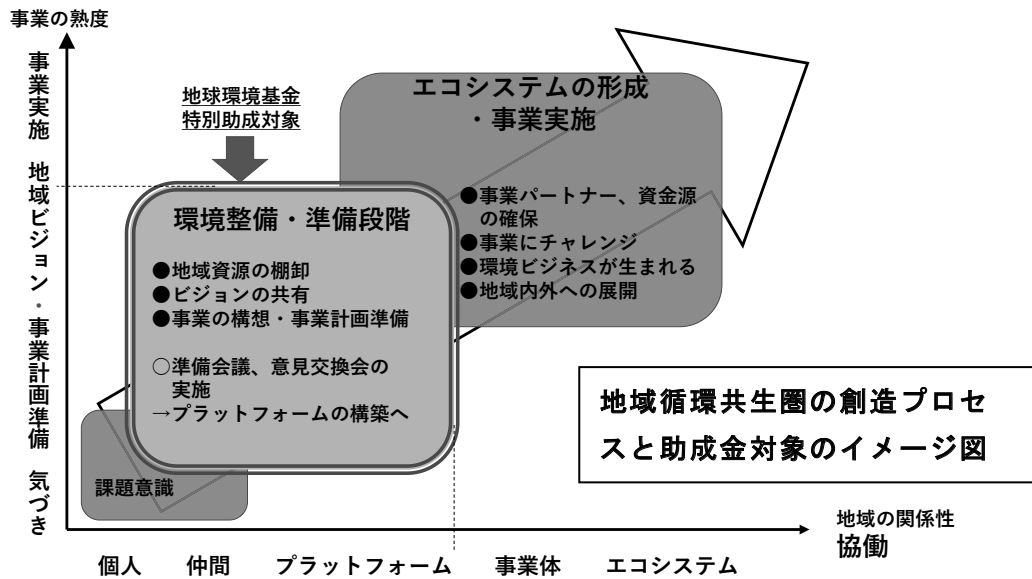
同プラットフォームでは、企業や地域の登録のほか、個人のメルマガ登録やセミナー参加も受け付けています。情報収集や「つながり」作りにぜひご活用ください。



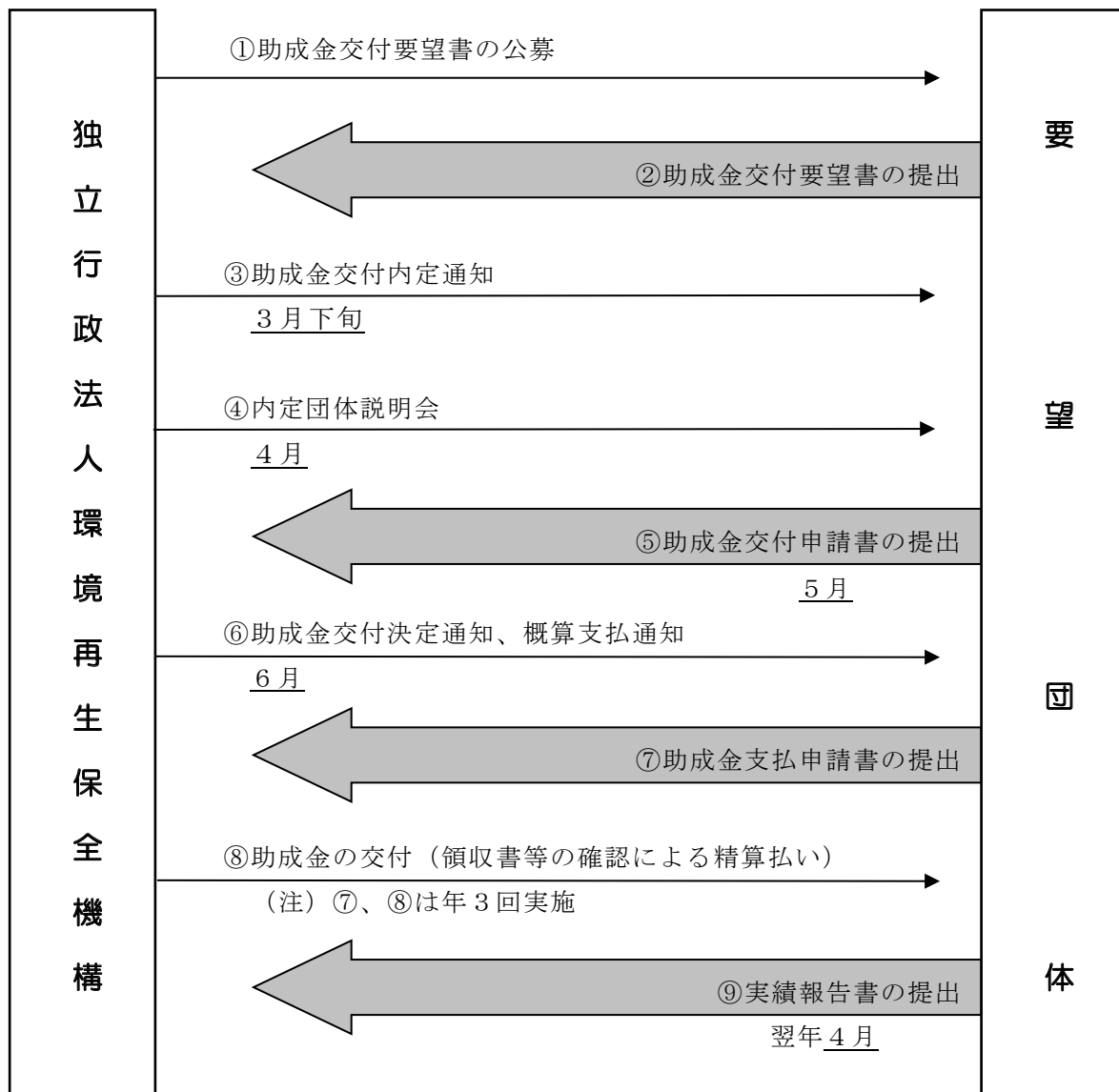
2. 地球環境基金の地域循環共生圏への取組

経済・社会の諸課題の影響を最も受けている地方部でも、豊かな自然など環境を活用した創意工夫により地域活性化を進めている地方公共団体、事業者、民間団体等が出てきています。国は、環境・経済・社会の統合的向上の具体化に資する優良事例を社会全体で共有し、広く国民へ普及することが必要であると第五次環境基本計画で示しています。

地球環境基金は、環境NGO・NPOが、地域循環共生圏構築の中心となって地域ビジョンをつくり、仲間や関係者との協力関係を構築するなどの準備・基盤づくり段階の活動に対して助成金を交付することで、事業パートナーの確保や事業実施へのチャレンジといった次のステップに進めるよう支援します。



(7) 地球環境基金助成金要望後の流れ



- 1) 内定通知を受けた団体は内定団体説明会に出席し、活動目標及び実施方法等について、地球環境基金と合意形成を図ります。その後、交付申請を経て、交付決定を致します。
- 2) 助成金の支払いは、年3回の定められた申請期日までに行い、地球環境基金の審査を経て交付致します。精算払い方式の場合は、活動に要した経費についての領収書及びその他証拠書類等をご提出いただき、審査の上、定められた振込日に銀行振込みを行います。
- 3) 地球環境基金では、評価専門委員会の委員による評価を行っております。
- 4) 助成活動終了後又は年度末に実績報告書の提出が求められます。

2. 地球環境基金助成金交付要望

募集要領



(1) 要望書受付期間

新規プロジェクト及び継続プロジェクト共通

2023年11月13日（月）正午～同年12月4日（月）13:00

※要望書の提出はインターネット上の「地球環境基金助成金申請システム」で行ってください。

※上記の時間を過ぎると受付が出来なくなります。

提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。

「地球環境基金助成金申請システム」での提出が難しい場合は、地球環境基金（裏表紙の問い合わせ先）までご相談ください。

当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できませんのでご注意ください。

(2) 応募団体要件

助成金の交付を受けることができる団体は、環境保全活動を行う民間の団体で、次のいずれかに該当するものとします。

① 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人

② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づき認定を受けた法人を含む）又はこれに準ずる非営利法人（①に該当するものを除く。）

③ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。

ウ. 自ら経理し、監査することができる会計組織を有すること。

エ. 活動の本拠としての事務所を有すること。

オ. 活動の実績等から見て、要望に係る活動を確実に実施できると認められること。

ただし、上記に該当する団体であっても、

1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくはその統制下の団体と関係を有していないこと。

2) 過去3年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、又は、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者又はこれに相当する者として含まれている場合は、助成の対象団体となりません。

(3) 応募活動要件

① 分野

活動の分野は、民間の非営利団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動（地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会の形成などの幅広い分野）を助成対象としています。（別表1参照）

② 区分

活動の区分は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。

- ・イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
- ・ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

※開発途上地域での活動の場合は、対象地域での活動実績を有している必要があります。

※活動対象地域は、(4)活動対象地域（p.14）をご参照ください。

③ 形態

活動の形態は、以下の4種類に対し幅広く助成を行っています。

- a. 実践
- b. 知識の提供・普及啓発
- c. 調査研究
- d. 国際会議

※ なお、以下の活動につきましては、助成対象とはなりません。

- 1) 我が国又は相手国の行政機関の施策として行われる活動
- 2) 特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- 3) 貸付、融資、出資、その他助成金の回収が見込まれる活動
- 4) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動
- 5) 地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費（NGO連携無償資金協力、NGO事業補助金、JICA 草の根技術協力、子どもゆめ基金、日中緑化交流基金、福祉医療機構 WAM 助成など）を受けることとなる活動
- 6) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- 7) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動

※ **法令遵守について**

法令を遵守した活動を行ってください（海外での活動の場合は、活動国における法令も含む）。また、活動国でNGO登録等許可が必要な活動を行う場合は、許可を取得してください。活動に許可が必要にもかかわらず得ていない場合など、法令違反が認められる場合には、助成は行いません。

<別表1>

活動分野の区分方法

※応募に際して選択された活動分野は、地球環境基金での審査の過程において、変更する場合があります。

活動分野		活動手段の例
生物多様性保全活動分野	a. 自然保護・保全・復元	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に見て貴重な自然地域の保護のための活動 ・絶滅のおそれのある野生生物の保護のための生態調査 ・野生生物の生息地等の保全等の活動、渡り鳥の保護活動 ・外来生物対策、鳥獣保護管理のための活動等
	b. 森林保全・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に見て貴重な森林の保全活動 ・砂漠地以外の山野・荒廃地の植林・緑化のための活動 ・二次的自然林、里山の保全活動等
	c. 砂漠化防止	<ul style="list-style-type: none"> ・砂漠地とその周辺での植林緑化 ・適切な灌漑推進のための活動等
	d. 環境保全型農業等	<ul style="list-style-type: none"> ・アグロフォレストリーの推進 ・自然農業技術の開発・利用の推進 ・棚田の保全のための活動等
e. 脱炭素社会形成・気候変動対策		<ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料からの脱却に資する取組（再生可能エネルギーの利用促進・転換、省エネルギーの普及、再生可能資源への転換*等） ・温室効果ガスの排出抑制に向けた活動 ・地球温暖化への適応促進のための活動等
f. 循環型社会形成		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進のための活動 ・廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動等
g. 大気・水・土壌環境保全		<ul style="list-style-type: none"> ・成層圏オゾン層の保護、酸性雨対策等の大気汚染防止活動 ・河川湖沼等の水質汚濁防止、海洋環境保護、土壌汚染対策 ・有害化学物質対策の推進のための活動等
横断的活動分野	h. 総合環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための教育(ESD)の普及を図るための活動 ・環境意識の啓発と高揚等のための総合的な環境教育・学習の推進 ・環境教育を通じた環境保全活動を実践的に実施する人材の育成等
	i. 総合環境保全活動	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の分野ではない分野横断的な活動・仕組みづくり ・地域社会・企業・行政等の協働による環境配慮型まちづくり ・グリーン購入や環境ラベル等による環境配慮への取組 ・総合的な環境政策提言のための調査研究等
	j. 復興支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の甚大な被害を受けた被災地における再生・復元・復興活動 ・気候変動リスクを踏まえた気候変動×防災、適応促進のための活動
k. その他の環境保全活動		<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の環境保全活動

※再生可能資源：紙、植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオプラスチック等

(4) 活動対象地域

日本国内、開発途上地域*¹

*1 開発途上地域の定義

開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）による援助受取国・地域リストに明記されている国を指します。

（援助受取国・地域リストのアドレス）

<https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-standards/DAC-List-ODA-Recipients-for-reporting-2021-flows.pdf>

(5) 助成の対象となる期間

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間

※ 2024年度の活動であれば、2024年4月1日から交付決定日までの活動も助成対象となります。

(6) 募集のメニュー

応募する団体の活動ごとに、下記の助成メニューのいずれかを選んでください。

なお、1つの団体が複数の活動について応募することは可能ですが、採択は1つの活動のみとなります。また、審査の結果、応募した助成メニューと異なる採択がなされる場合があります。

※活動実績及び設立年数については、2024年4月1日時点での年数を基準とします。

（参考）活動区分 活動は、団体所在地及び活動地によって以下のように大別されます。
イ案件：国内の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
ロ案件：海外の民間団体による開発途上地域での環境保全のための活動
ハ案件：国内の民間団体による国内での環境保全のための活動

① はじめる助成（イ・ロ・ハ案件）

ア. 助成期間：1年間

イ. 対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.13）に掲げる活動）であり、かつ地域に根ざした活動

ウ. 助成対象団体：1) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
2) 団体設立から10年以下であること
3) 過去に地球環境基金の助成を受けたことがないこと

エ. 要望可能金額：50万円～300万円（1年間あたり）

② つづける助成（イ・ロ・ハ案件）

ア. 助成期間：最大3年間

イ. 対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.13）に掲げる活動）、同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動、及び様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動

ウ. 助成対象団体：1) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
2) 直近3年間にはじめる助成を受けた団体、または過去に地球環境基金の助成を受けたことがない団体であること。

エ. 要望可能金額：50万円～300万円（1年間あたり）

③ **ひろげる助成（イ・ロ・ハ案件）**

ア．助成期間：最大3年間

3年間の成果を踏まえて活動を発展させる場合は、連続して最大3年間まで要望可能

イ．対象となる活動：環境保全に資する活動（別表1（p.13）に掲げる活動）であり、かつ団体にとって、新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動

ウ．助成対象団体：助成活動関連分野における活動実績を3年以上有していること
（ひろげる助成を連続6年間の助成を受けた場合、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。）

エ．要望可能金額：1) 200万円～800万円（イ案件）（1年間あたり）

2) 200万円～600万円（ロ・ハ案件）（1年間あたり）

④ **フロントランナー助成（イ・ハ案件）**

ア．助成期間：原則3年間

ただし、要望時に5年間の活動計画書を提出した場合、活動の進捗状況及び第三者評価の結果によっては、最大5年間までの助成が可能です。

イ．対象となる活動：先進的で新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動

ウ．助成対象団体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること
2) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること
（フロントランナー助成を受けた場合、その後2年間は本基金の助成金に要望することができません。）

エ．要望可能金額：600万円～1,200万円（1年間あたり）

⑤ **プラットフォーム助成（イ・ハ案件）**

ア．助成期間：最大3年間

イ．対象となる活動：様々な団体が連携・協働することで、特定の環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動

ウ．助成対象団体：1) 事務局となる団体は、主たる事務所を日本国内に有していること
2) 事務局となる団体は助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること

エ．要望可能金額：200万円～800万円（1年間あたり）

⑥ **特別助成（ハ案件）（地域循環共生圏）**

ア．助成期間：最大2年間

イ．対象となる活動：地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す、その準備・基盤づくりを行う活動

例えば、地域課題の状況の分析、連携・協働の構築を目指した意見交換会・有識者等会議の開催、関係者への周知・情報提供、シンポジウム等の開催など。

ウ．助成対象団体：1) 主たる事務所を日本国内に有していること
2) 助成活動関連分野における活動実績を1年以上有していること

エ．要望可能金額：50万円～200万円（1年間あたり）

⑦ **地球環境基金企業協働プロジェクト**

<LOVE BLUE 助成>（ハ案件）

助成対象団体や助成対象活動についての詳細は、[p.7](#) 及び別冊をご覧ください。

(7) 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

若手プロジェクトリーダー育成プログラムは、地球環境基金の助成事業（助成金）と振興事業（研修等の提供）の両輪で、助成対象団体の若手人材を支援するプログラムです。

地球環境基金の助成事業では原則、団体の常勤役職員の賃金は助成対象としておりませんが、本プログラムに採択された若手プロジェクトリーダーの方の賃金に限り、年額 360 万円を上限に、「活動推進費」として 3 年間にわたって支援することとしています。

若手プロジェクトリーダーの方には、年間 3 回（3 年で合計 9 回）の「若手プロジェクトリーダー研修」を受講いただきます。本研修の内容は、すでにプロジェクトリーダーを担っている方だけでなく、これからプロジェクトリーダーを目指す方も対象としたものとなっています。3 年間の本研修を通して、プロジェクトリーダーの役割を担う上で必要となる様々な能力や知見の習得を目指していただきます。

【地球環境基金の「若手プロジェクトリーダー」】

プロジェクトの進捗管理や実施における責任者のこと。助成プロジェクトを成功に導くために、全体を把握しながら実務の主担当してリーダーシップを発揮し、成果を創出することがその役割です。助成期間中は、地球環境基金との連絡窓口の役割も担っていただきます。

育成支援プログラムを要望する場合は、次項の要件を満たしていることをご確認のうえ、「若手プロジェクトリーダー育成支援要望書」に必要事項を記入し、助成金交付要望書と併せて提出してください。

<注意事項>

- 地球環境基金助成金の対象活動に採択された場合でも、「若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム」の要望が不採択となることがあります。
- 現在、地球環境基金では、2025 年度助成金における助成メニュー等の見直しに向けて検討を行っています。若手プロジェクトリーダーは 2024 年度も新規で募集を行いますが、2025 年度以降は助成メニュー等の見直しに伴い、研修プログラムの内容が変更になる可能性があります。

① 育成支援プログラムのねらい

3 年間の助成プロジェクトを成功に導き、成果を創出することができる人材の育成を目指します。研修プログラムでは、研修生それぞれが自団体のプロジェクトを見つめ、3 年後の成果創出に向けて何が必要かを明らかにしていただいた上で、その習得のためのサポートを行っていきます。また、研修生同士の交流の中で、自分だけで考えては得られない気づき、ヒントを互いに与え合うことも重要であると考えています。

育成支援プログラム（前年度実績）

事業	実施	1年目	2年目	3年目
振興事業 (研修)	7月	・ロジックモデルを用いた計画策定	・プロジェクト運営全般 ・プロジェクト課題の整理、把握	・ステークホルダーとの協働、フィールド実習の準備
	10月	・プロジェクトマネジメントの知識と手法の理解	・リーダーシップ ・コレクティブ・インパクト	<フィールド実習> 協働事例視察（これまで岐阜県、栃木県、島根県などで実施）
	1月	・活動計画の精度向上 ・2年目の活動計画策定	・プロジェクトを伝える力 ・コミュニティ価値 ・3年目の活動計画策定	・3年間の振り返り ・次年度以降のアクションプラン
	通年	メンター、事務局によるアドバイス・サポート		
助成事業	活動	助成活動の推進 活動推進費（賃金）の支出		
	評価	事前目標共有	中間コンサルテーション	活動報告会

② 要件

ア. 対象者（助成金交付要項第3条第2項）

- 1) 2024年4月1日時点で団体の常勤職員として雇用関係にあり、助成要望活動のプロジェクトリーダー（実施担当者）であること。
- 2) 2024年4月1日時点で満40歳未満であり、非営利組織の常勤職員として環境保全活動の従事歴が10年未満の者（かつ行政機関の経験20年未満の者に限る）。

イ. 条件

- 1) 要望活動の条件
 - a. 2024年度から開始する新規の活動案件であること。
 - b. イ案件又はハ案件の活動であり、「ひろげる助成」、「フロントランナー助成」、「プラットフォーム助成」のいずれかであること。
 - c. その業務量、専門性から見て、常勤職員のプロジェクトリーダーを必要とする活動であること。
- 2) 対象者の条件
 - a. 年3回の研修(※)や助成活動1年目のオリエンテーション(内定団体説明会時に実施)、2年目の中間コンサルテーション、3年目の活動報告会それぞれ全てに必ず参加できること。
(所属団体の事業などの他の用務に優先して、研修に参加いただく必要がございます)
なお、助成活動実施期間中の対象者の変更は、原則認めない。
 - b. 「ア. 対象者」に該当する常勤職員であり、3年間の助成活動実施期間の終了後も団体の常勤職員として雇用関係が見込まれること。また、団体の代表者でないこと。

- c. 基本的な PC 操作や書類作成など、研修の受講や助成金の申請手続きに必要なスキルやコミュニケーション能力を持っていると、団体が認める者であること。
- d. 助成対象のプロジェクト及び若手プロジェクトリーダー研修に係る手続や課題の処理を行うことができ、かつ地球環境基金との直接の連絡窓口としての役割を担うことができること。
- e. 研修への参加と要望活動の成果創出について、高いモチベーションを持っていること。
- f. 団体が当該対象者の他に、常勤職員を1名以上有していること。

※ 全て2日間の日程で（7月、10月、1月）、会場は川崎市近郊を予定していますが、社会情勢等に応じて、オンラインによる開催となる場合がございます。ただし、会場にて研修を開催する場合は、原則会場にお越しただいて受講いただく必要がございます。また、それらに加えてフォローアップのためにオンライン研修を実施する場合があります。その他、研修に関する書類や定期的な報告書の提出があります。

ウ. 支給・単価・上限

- 1) 活動推進費は、原則3年間の助成活動実施期間の支給とする。
- 2) 単価は、@1,800円/時間を上限とする。日給制、月給制に関わらず、助成対象活動に従事した時間を助成対象とする。支払申請時において、助成対象活動に従事した時間を確認するため、振込明細書・時間管理簿等の提示をすること。
- 3) 若手プロジェクトリーダー活動推進費とアルバイト賃金の年間累計額の合計額の上限は、助成額の50%以内かつ360万円以内とする。
- 4) 社会保険料（事業主負担分）や福利厚生にかかる費用は、助成対象としない。
- 5) 研修参加のための会場までの旅費交通費等は助成金からの支出対象に含む。

エ. 採択の取り消しについて

研修への出席・受講状況、及びその他の事情により、期間中であっても若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの採択を取り消す場合がある。

(8) 助成の対象となる経費

地球環境基金の助成金は、民間団体が自主的、主体的に行う環境保全活動に対し、その活動のために直接必要な経費の一部を助成するものです。また、助成の対象となる経費は下記をご参照ください。

(助成金交付要綱第3条第1項)

※「上限」とは、助成金として申請できる上限を指します。

区 分	経 費	内 容
① 賃金	アルバイト賃金	○非常勤スタッフのアルバイト賃金（上限：1,200円/時間、年間上限額：p.20を参照のこと） ○ロ案件代理人のアルバイト賃金（上限：1,800円/時間、年間上限額：36万円） ※常勤の役職員への賃金は助成対象外
	若手プロジェクトリーダー活動推進費	○団体と雇用関係にある助成活動のプロジェクトリーダーの賃金（上限：1,800円/時間、年間上限額：アルバイト賃金との合計が要望額の50%以内かつ360万円以内） 但し、対象者はp.17の要件により採択された場合に限る。
② 謝金	謝金	○講師・専門家等への謝金（上限：20,000円/日） ○原稿執筆謝金（上限：2,400円/1ページ（400字詰め原稿用紙）） ※当該団体の有給の役職員への謝金は助成対象外であるが、無給の場合には講師謝金総額の50%以内にて申請可能。
③ 旅費	交通費	○航空運賃（エコノミークラス） ○鉄道・バス・船舶等の運賃 ○空港使用料等
	宿泊費	○宿泊費（食費・日当・手当は対象外） 【国内：8,700円（甲地）又は7,800円（乙地）（上限）】 p.20参照 【海外：11,600～19,300円（上限）】
	その他	○高速道路料金、ビザ・パスポート発行料、旅行保険料等
④ 物品・資材購入費	物品・資材購入費	○機材購入費・資材購入費・書籍購入費 ※物品・資材の購入費の合計額は、原則として助成金総額の50%以内
⑤ 借損料・役務費	借損料	○会場費（飲食に係る経費は対象外） 【国内：200,000円/日（上限） 海外：50,000円/日（上限）】 ○機材借料
	役務費	○通訳料 【同時通訳：80,000円/人日 逐次通訳：45,500円/人日（上限）】 ○翻訳料 【日本語訳：5,000円/頁 その他語訳：8,000円/頁（上限）】 ○印刷費
	車両	ガソリン代金、車両借料、駐車料金
	外部委託費（要望金額の50%以内）	○調査等業務委託費 ○ロ案件代理人（団体）業務委託費（年間上限額：36万円以内） ○建築物の工事費 ○設備等の設営費
	⑥ 事務管理費（①～⑤の合計額の10%以内）	管理費

① アルバイト賃金の上限について

アルバイト賃金総額の年間累計額上限は、要望金額が 400 万円以下の場合は合計 115 万円、400 万円を超え 800 万円以下の場合は合計 172 万円、800 万円を超える場合 230 万円となり、いずれの場合もアルバイト 1 人あたりの年間累計額上限は 115 万円となります。

助成金要望金額	アルバイト年間累計額上限
400 万円以下	115 万円
400 万円超 800 万円以下	172 万円
800 万円超	230 万円

〈 助成金要望額 300 万円の場合の例 〉

例 1 アルバイト 1 名のとき

A さん 年間累計 115 万円上限

例 2 アルバイト 2 名のとき

A さん 年間累計 60 万円

B さん 年間累計 60 万円

} 115 万円まで助成
(超過 5 万円は団体負担)

合計 120 万円

② 口案件代理人のアルバイト賃金について

口案件代理人の代理人関連業務に関わるアルバイト賃金は、要望活動経費とは別に代理人関連経費予算内訳表を用いて計上してください。代理人アルバイト賃金の年間累計額上限は要望金額に関係なく 36 万円となります。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能で、その場合は上記のアルバイト賃金の年間累計額上限に準じてください。

③ 若手プロジェクトリーダー活動推進費について

ア. 若手プロジェクトリーダー活動推進費の上限金額は、(7)若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの、「ウ.支給・単価・上限」(p.18)をご参照ください。

イ. 若手プロジェクトリーダー活動推進費と、①アルバイト賃金の両方を申請する場合には、賃金の年間累計上限額は、要望金額に関係なく、助成金額の 50%かつ 360 万円以内となります。

④ 宿泊費の上限

・国内 甲地：8,700 円上限 東京都特別区(23 区)、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市

乙地：7,800 円上限 甲地以外の地

・海外 指定都市：19,300 円上限

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン

甲地：16,100 円上限 北米地域、欧州地域、中近東地域

乙地：12,900 円上限 東南アジア地域、韓国、香港、大洋州地域

丙地：11,600 円上限 南西アジア地域、中国、中南米地域、アフリカ地域

※甲乙丙地のいずれに該当するか分からない場合は、事務局までお問い合わせください。

(9) 助成の対象とならない経費

次に掲げるような経費は、助成の対象となりませんのでご注意ください（助成金交付要綱第3条）。

- ① 常勤の役職員への賃金（若手プロジェクトリーダーの活動推進費を除く）
- ② 有給の役職員に対する謝金
- ③ 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等
- ④ 飲食に係る経費

(10) 助成金支払いの手続き

- ① 精算払い：原則
- ② 一部概算払い：審査を通過した場合
(助成金交付要綱第12条)

地球環境基金の助成金は原則「精算払い」となります。ただし、一定の事務処理の能力・体制を有しており、団体への概算払いの必要性がある場合は、交付申請額の50%を上限に概算払いを希望することができます。対象となる団体には、助成金交付内定通知の際に合わせて連絡いたします。

概算払いによる助成を認められた団体は、第1回支払申請の際に、必ず支払申請を行うこととなります。

精算払い方式では、活動を開始し、その過程で発生した費用に係る証拠書類の写しを提出し、地球環境基金の確認後助成金が支払われます。したがって、活動初期に必要な資金は団体自身で別途ご用意いただく必要があります。

なお、助成活動で行うセミナー等において参加者から費用を徴収することは可能です。ただし、活動の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、「自己資金」として助成活動に充当してください（助成対象外の費用などに充当）。

地球環境基金助成金は、補助金等適正化法が適用されます。

地球環境基金助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、支払いにあたり提出いただいた証拠書類が助成対象費目であること、また、日付・支払内容・支払先・額面・算出根拠などが読み取れる資料の提出をいただくなど厳密な審査が求められます。なお、一部概算払いの場合であっても、精算の際に証拠書類の提出は必須となります。

(独立行政法人環境再生保全機構法第11条)

(11) 前年度からの継続案件について

2023年度に助成を受け、2024年度に継続2年目または3年目を迎える活動は、前年度からの活動に対応する助成メニューに継続して要望することができます。また、2023年度にはじめる助成を受けた活動は、2024年度に他の助成メニューの要望を行うことができます。

ただし、前年度の活動状況に不安がある場合は、審査の結果不採択となることがあります。

2023年度に助成を受けた活動であっても、2024年度の要望の内容が前年度と継続しているとは認められない場合、新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合もあります。また、別の助成メニューへの変更は可能ですが、その場合も新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合があります。

※継続案件については、初年度に若手プロジェクトリーダー活動推進費の助成を受けている団体を除き、新たに若手プロジェクトリーダー活動推進費を要望することはできません。

(12) 海外への民間団体への助成（ロ案件）について

① ロ案件対象助成メニュー

海外の民間団体への助成（ロ案件）につきましては、以下の助成メニューが対象となります。

- 1) はじめる助成
- 2) つづける助成
- 3) ひろげる助成

⇒詳細については、p.14・p.15を参照

② 代理人の役割

海外の民間団体の応募にあたっては、何らかの形で環境保全活動に関わる個人・法人を「代理人」に選出し、選任代理人を通して要望、申請等の手続きを行っていただく必要があります。

③ 代理人の資格・用務・経費

ア. 代理人の資格

代理人は、次の1)あるいは2)を満たす者とします。

- 1) 日本国籍、あるいは日本国の永住許可を取得した外国籍の個人であり、円建てで入金できる日本国内の口座を有する者（日本在住であることは必須条件ではありません。）
- 2) 日本国内に主たる事務所を有する法人。

また、1) 2) のいずれにおいても、以下の要件を満たしていることが必要です。

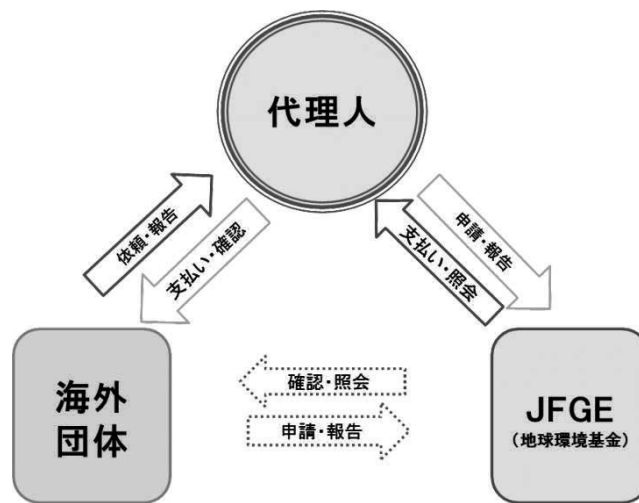
- i 助成を要望する海外の民間団体の環境保全活動に関わった実績を有していること
- ii 現地語等で応募する海外の民間団体と意思疎通ができること

イ. 代理人の用務

提出した案件が採択になりますと当該助成対象活動が終了するまで、代理人は業務分担図に示されるように活動団体と地球環境基金との連絡調整役になって頂き、また活動団体に対し適宜、指導を行っていただきます。具体的には、次の用務を果たしていただくこととなります。

- 1) 各種申請・報告書類の日本語での作成及び提出
- 2) 必要書類に関する基金からの問い合わせ対応、及び団体への取り次ぎ
- 3) 助成活動の進捗管理及び現地指導
- 4) 3) の用務に要する現地渡航（原則1名）
- 5) 助成金の現地への送金
- 6) 内定団体説明会、中間コンサルテーション（助成2年目）及び活動報告会（助成3年目）への参加

〈ロ案件業務分担図〉



各種申請・報告書類に関わる連絡調整（提出・照会・修正等）は海外団体・代理人・地球環境基金の3者で行いますが、海外団体の主たる窓口は代理人に委任していただくこととします。

④ 代理人の委任に係る経費

上記②の委任に係る経費（以下の1）～4）は、助成活動の経費とは別に計上していただきます。

（※1）

- 1) 現地指導や各種申請・報告書類の日本語での作成にかかる労務への賃金（※2）
- 2) 現地指導、進捗管理に要する現地渡航旅費1回分
- 3) 内定団体説明会（助成1年目、川崎にて実施）、中間コンサルテーション（助成2年目）及び活動報告会（助成3年目）への参加に要する旅費
- 4) 現地や基金とのやり取りに係る通信・郵送費（送金手数料も含む）

※1 団体の提出する要望書とは別に、代理人関連経費予算内訳を提出していただきます。交付決定額は団体の活動経費と代理人関連経費の合計額となります。

※2 賃金の上限は、代理人の専門性に鑑み、1,800円/時間を上限とします。ロ案件代理人の代理人関連業務に関わるアルバイト賃金は、要望活動経費とは別に代理人関連経費予算内訳表を用いて計上してください。代理人アルバイト賃金の年間累計額上限は要望金額に関係なく36万円となります。ただし、代理人が現地の活動にアルバイトとして参加する場合は要望活動経費の一部として計上が可能で、その場合はp.20のアルバイト賃金の年間累計額上限に準じてください。

(13) その他

① 要望活動内容の大幅変更は不可

要望書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について採択後、大幅な変更が生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。

なお、助成金交付内定の後に、助成対象活動の内容又は収支予算に重大な変更が生じた場合には、助成金が交付されないことがあります（助成金交付要綱第9条、同第16条第1項第3号）。

② 事務所指導、不正への対応

助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象となった団体に対し報告を求め、又は機構職員にその団体の帳簿書類等を調査させ、必要な措置を指示するほか、不正の事実などが認められた場合には、交付決定の取消し及び助成金の返還を命じる場合がありますのでご留意下さい。

（助成金交付要綱第16条から第20条）

③ 内定団体説明会（助成1年目の場合）

要望活動が助成内定とされた場合、内定後から4月にかけて、内定団体説明会をオンラインにて行います。

④ 実績報告（毎年度）

助成対象となった団体には、助成活動終了後1ヶ月以内または年度終了後の4月10日までに「実績報告書」を提出していただくとともに、団体自ら助成事業に対する「自己評価シート」を作成、提出していただきます。

⑤ 中間コンサルテーション（助成2年目の場合）

助成活動が2年目も継続採択された場合、第三者委員会（地球環境基金評価専門委員）による中間コンサルテーションを原則、オンラインにて行います。

⑥ 活動報告（助成3年目の場合）

原則として活動終了年に、活動報告動画の製作にご協力いただきます。

⑦ 実地調査（助成終了後）

助成対象活動終了の翌年度に当該活動に関して第三者委員会による実地調査（対象団体は評価専門委員会が選定）を実施しており、その調査結果については、翌々年度以降の審査方針等に反映させることとしています。実地調査にかかる旅費は、地球環境基金よりお支払いいたします。

⑧ フォローアップ調査

はじめる助成は助成終了の翌年度、その他の助成は助成終了の翌々年度に、活動の発展等に関するフォローアップ調査（アンケート）を行いますのでご協力ください。

⑨ 個人情報の取扱い

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供及び公開はいたしません。

ただし、地球環境基金ホームページで公開している「環境NGO・NPO総覧データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その5に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地（都道府県のみ）」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

⑩ 助成メニューの変更

審査段階において、応募いただいた助成メニュー以外の方がふさわしいと判断された場合、応募時点と違う助成メニューで審査、採択される場合がありますので、予めご了承ください。

(14) 要望書の提出方法

① 提出書類

提出が必要な書類は以下の通りですが、活動種別や新規団体、継続団体により異なりますので、詳しくは11月中旬に地球環境基金ホームページ上で公開する「要望書提出マニュアル」をご確認ください。

- 1) 助成金交付要望書
- 2) 団体の定款又は規約
- 3) 理事役員等の構成員名簿
- 4) 2023年度予算書
- 5) 2022年度決算書
- 6) 2021年度決算書
- 7) 代理人事務委任状（口案件のみ）
- 8) 代理人資格に関する書類（口案件のみ）
- 9) 活動内容を説明する資料、地図
- 10) 若手プロジェクトリーダー育成支援要望書

② 入力・提出方法

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」で受け付けます。

以下のウェブサイトで「マイページ」を取得し、11月13日（月）以降に必要事項の入力や添付文書のアップロードをお願いします。システムでの提出が難しい場合は、裏表紙の《問い合わせ先》へご相談ください。

要望書の受付期間

2023年11月13日（月）正午～同年12月4日（月）13時00分

「地球環境基金助成金申請システム」 <https://jfge.erca.go.jp>

<ご提出時の注意事項>

- ・当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できません。
- ・上記の受付期間を厳守してください。また、受付終了時間の間際はアクセスが集中し、提出に時間がかかる可能性があります。書類提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。
- ・マニュアルやシステム上の注意事項に従い、入力やファイルのアップロードを行ってください。操作についてご不明の際は、jfge-system@erca.go.jp にお問い合わせください。

3. 審査方針



審査方針

助成専門委員会

助成金交付要望については、地球環境基金運営委員会及び助成専門委員会の審議を経て採否が決定されることとなります。

2024年度の地球環境基金助成金の審査では、以下の審査方針に基づいて採択案件の選定を行うこととなりますので、審査方針を精読し、これに十分留意して「助成金交付要望書」を作成してください。

1. 審査の観点

提出された要望は、以下の共通の事項や、メニュー毎の審査の観点のほか、事業の分野別に示す重点配慮事項に留意しつつ審査されます。

共通事項

① 応募要件

- ア. 団体要件：募集案内 p.11(2) 応募団体要件に示す活動であること。
- イ. 活動要件：募集案内 p.12(3) 応募活動要件に示す活動であること。

不採択となる例

- ・環境保全を目的とする活動とはいえない場合。
- ・活動の内容が、募集案内 p.12(3) 応募活動要件において助成対象とならないものとされている場合。
- ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。
- ・提出書類が不足している、記載内容に不備がある場合。

② 活動遂行能力

○運営能力

- ・組織として活動を実施するにあたり、十分な会計能力及び事務処理能力を有していること。
会計能力… 組織として会計管理体制が確立していること
事務処理能力… 一般的な書類整備能力を有すること
- ・継続して要望する活動の場合、過年度の事務処理が適切に実施されていること。
- ・海外での活動の場合、対象地域での活動実績を有していること。また、現地の政情についても考慮されていること。
- ・海外での活動の場合、団体の現地との関わりの経緯、団体と現地との関係構築の状況が明確であること。
- ・活動を実行する上でのリスクを考慮し、現実的な対応策について検討されていること。

不採択となる例

- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。

○専門性

- ・当該活動の実施に必要な専門性を有する人材が組織体制に確保されていること。

○自主性

- ・ステークホルダーとの役割分担が明確であり、計画立案から実行までが組織自らの意思決定の下に行われること。

不採択となる例

- ・計画立案から現地作業までを団体が直接行う活動でない場合。
- ・行政、企業等からの委託を受けて実施する場合。
- ・海外での活動では、現地協力者（カウンターパート）に活動の実施を全面依存（委託）している場合。

○資金計画

- ・要望する活動の規模と進捗計画に見合った自己資金等充当経費（2割程度を寄付金、参加費等から充当）の確保が見込まれること。

不採択となる例

- ・要望額が助成メニューの下限を下回る場合。
- ・外部委託の割合が大きい場合。
- ・自己資金割合が著しく低い場合。

③ 活動内容

○必要性

- ・活動対象地域の現状、ニーズ及び問題点を客観的なデータを基に把握しており、活動の必要性及び実施方法が明確であること。
- ・海外（開発途上地域）での活動の場合、住民又は民間団体が参加するものであること。また、活動地域の社会経済情勢や国民性についても十分把握していること。
- ・緊急性の高い課題に取り組む活動であること。（加点要素）
- ・現状や裏づけとなるデータの記載があること。（加点要素）

不採択となる例

- ・国内・海外での活動とも、他に先行した類似の助成対象活動が複数ある場合や過去に助成を受けた活動と同一の活動に対する助成の場合。（先行事例については、助成団体活動報告集 https://www.erca.go.jp/jfge/info/report/act_report/index.html をご覧ください。）
- ・定例的な活動を持回りで開催する場合。
- ・物品・資材購入や建築物・設備等の工事を中心とする活動の場合。
- ・活動の必要性や緊急性に欠けると思われる場合。

○計画性

- ・課題解決までの論理に矛盾がなく、計画に無理がなく具体的であること。また、活動計画が、誰に対する何のためのもので、その活動の成果により、最終的に起こる変化は何か、その指標はどのように測るのが明確かつ妥当であること。
- ・上位目標、アウトカムなどの指標をできる限り設定し、事前事後における活動の振り返りや客観的な評価、科学的検証やモニタリングを計画していること。
例：実践活動における参加者などに対するアンケート調査及び分析
調査活動における科学的検証やモニタリング
- ・継続して要望する活動の場合、過年度の活動にかかる上位目標やアウトカムの実績が記載されていること。
- ・継続して要望する活動の場合、前年度の活動を振り返り、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への対応、改善状況を踏まえ、要望年度の計画がなされていること。
- ・要望する活動を行ったことによる、他の環境影響についても勘案された計画が立てられていること。

不採択となる例

- ・目標達成のための具体的な計画を有しておらず、活動内容が効果的であると読み取れない場合、準備状況に不安のある場合。
- ・実施に必要な人員の確保ができていない場合。
- ・実施に必要な関係者の協力が得られる見込みがない場合。
- ・ロ案件（海外の民間団体が行う開発途上地域での環境保全のための活動）の代理人（個人又は団体）が対象プロジェクトにかかわりを有していない場合。
- ・要望内容の抽象度が高い場合
- ・継続して要望する活動の場合、評価専門委員による中間コンサルテーションでのアドバイスへの対応、過年度の課題への改善状況が十分に記載されていない場合。
- ・要望する活動により、（保護すべき生物種など）他の環境に影響を与える可能性があることが知られているにもかかわらず、それに対する配慮について計画の中で触れられていない場合。

○効率性

- ・活動実施内容や活動時期が適切かつ効果的であり、予算計画が経済的となるよう配慮されたものであること。
- ・対価が見込まれ、その範囲で活動実施が可能と認められる活動。

○波及力（ソーシャルインパクト）

- ・重点配慮事項に示された課題や、2030 アジェンダ SDGs (P.3) で示された課題の解決に向け、環境や社会に好影響を及ぼすような活動であること。
- ・調査研究においては、その結果を広く普及するしくみが考慮されていること。
- ・政策提言活動については、その成果を確認することができるよう、あらかじめ政策提言の発信先や発信方法を明確にすること。

○協働・連携

- ・地域住民や行政、企業、活動に関係する専門的な知見を有する有識者などのステークホルダーと連携が図られていること。（加点要素）

不採択となる例

- ・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。
- ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。

○持続可能性

- ・助成終了後も持続する又は発展する展望が明確であること。

○その他

不採択となる例

- ・同一の団体が助成メニューを変えながら類似の活動に対する助成を理由なく繰り返し要望するなど、活動や団体としての自立性や持続性、発展性が期待できない場合。
- ・貸付、融資、出資など助成金の回収が見込まれる活動。
- ・地球環境基金からの支援の必要性が低い場合。（例えば、繰越収支差額が 3,000 万円以上あるいは助成要望額の 10 倍を超える場合や、外国の本部に資金提供を行う等、各年度における総収入・総支出が 10 億円以上となり資金に余裕のある場合。）

各メニューの審査の観点

① はじめる助成

- ・活動地域における住民との協力体制構築にむけた取組への展望が明確であること。

不採択となる例

- ・活動内容が助成活動終了後も継続的に展開する見込みが明確でない場合。
- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。

② つづける助成

- ・地域に根ざすことなどを目指して始めた活動が持続的に継続できる活動となるよう定着を目指す取組みとしての展望や計画が明確であること。

○持続可能性

- ・活動内容が助成活動終了後も環境保全活動を継続的に実施される見込みが明確なこと。

不採択となる例

- ・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。
- ・助成終了後も環境保全活動を継続的に展開する展望が明確でない場合。

③ ひろげる助成

- ・活動の成果に社会的インパクトがあり、重要な環境課題の解決につながると期待されるものであること。
- ・活動内容、活動方法に新たな挑戦があり、団体として活動の発展やステップアップが見込めるものであること。

○自立発展性

- ・助成により団体が自立し活動を継続していく展望が明確なこと。

不採択となる例

- ・団体の発展に繋がるような位置づけがなされておらず、団体が従来行ってきた活動にとどまる場合。
- ・助成終了後も継続的に発展する展望が明確でない場合。

④ フロントランナー助成

- ・活動の成果によって、市民社会に先進的で新たな価値や制度の創造が期待されるものであること。

○モデル性

- ・他の地域での活用可能性、モデル性があること。
- ・新しい仕組みを構築するものであること。国や自治体の施策になる可能性があること。

不採択となる例

- ・活動内容が、新しい仕組みの構築、モデル性を欠いている場合。
- ・学術研究の要素が強い、あるいは、技術の開発や改良、実証実験にとどまり、市民活動的要素が弱いと思われる場合。

⑤ プラットフォーム助成

- ・他のNGO・NPOや関係者との合意に基づくなど意見集約、協力・連携するプラットフォーム機能や枠組みが準備されていること。
- ・目的とする環境課題の解決が、国内外の環境保全の進展、市民社会の強化に大きな影響を与えるものであること。

不採択となる例

- ・要望内容が会議及びイベント等に限られ、終了後の実施効果が明確でない場合。
- ・協働・連携が、情報交換やネットワーキングに留まり、課題解決に向けた取組が不明瞭な場合。

⑥ 特別助成（地域循環共生圏構築に向けた準備・基盤作り助成）

- ・活動地域における住民との協力や他の主体との連携構築にむけた取組への展望が明確であること。
- ・活動内容が、準備・基盤づくりから、本格的な事業実施につながる展望が提示されていること。
- ・地域ビジョンや助成終了後の事業展開を見据えて、協働連携の構築が期待されるものであること。

⑦ LOVE BLUE 助成

- ・清掃活動を含む水辺の環境保全活動であること。

不採択となる例

- ・清掃活動を含まない活動。

なお、助成専門委員会の審査において、活動内容等から判断して、メニューを見直し、内定する場合があります。

2. 要望審査にあたっての重点配慮事項

2050年カーボンニュートラルの実現や30by30目標の達成に資するため、2024年度助成金交付要望においては、以下の10項目のうち、活動分野の配慮事項の「①脱炭素社会形成・気候変動対策に資する活動への支援」及び「②生物多様性の保全に資する活動への支援」の2項目に係る活動を特に重視し要望審査を行うことといたします（2項目には◎を付しています）。

【活動分野の配慮事項】

① 脱炭素社会形成・気候変動対策に資する活動への支援（◎）

2015年（平成27年）パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であるパリ協定が合意、2016年（平成28年）に発効し、取組が始まっています。「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第6次評価報告書の第1～3作業部会報告書が2021年8月から2022年4月にかけて順次公表され、2023年3月には統合報告書が公表されました。これら報告書では、気候変動の深刻さ、対策の緊急性が改めて指摘されています。

日本では地球温暖化対策推進計画において、「2030年度の目標として2013年度比46%を削減する」とされており、2030年までに全国各地の100以上の地域で脱炭素の実現を目指す「脱炭素先行地域」を選定しています。（これまでに全国32道府県83市町村の62提案が「脱炭素先行地域」に選定。）

また、気候変動適応法においては、国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化するとともに、国が農林水産業や水環境・水資源、自然災害等の各分野の適応を推進する気候変動適応計画を策定しております。さらに、令和5年4月の気候変動適応法の改正では、熱中症対策に関する関係主体の役割についても具体化しております。

こうした地域脱炭素や気候変動適応に係る取組は、その実現のために、私たち一人一人が主体となって今ある技術で取り組めるものであり、地域の経済活性化、地域課題の解決にも貢献するものです。

このような状況を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出削減に向けた活動など、「脱炭素社会」の実現に向けた取組、気候変動への適応に関する活動について積極的に支援していきます。

② 生物多様性の保全に資する活動への支援（◎）

令和4年12月にカナダ・モントリオールにおいて開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、2010年に採択された愛知目標の後継となる、2030年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

我が国ではこれに先立ち生物多様性国家戦略の見直しの検討を進めてきており、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」の閣議決定を行い、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略と位置付けております。

また、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応や30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みの維持回復、自然資本を守り活かす社会経済活動がポイントとして挙げられており、そのためには、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM：Other Effective areabased Conservation Measures）を設定し、保全を進めることも重要となっています。

このような2030年のネイチャーポジティブに貢献するための個々の活動のほか、森里川海のつながりを確保しその恵みを持続的に引き出すための活動や、生物多様性の価値を社会に浸透させる活動など、関係者の連携のもと実施される様々な活動を積極的に支援していきます。

③ 循環型社会の形成に資する活動への支援

2018年（平成30年）6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び2019年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」や2022年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法を踏まえ、多様な主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組や、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加えて、再生可能資源への代替え（Renewable）、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、ライフサイクル全体における徹底的な資源循環、アジア各国における適正な国際資源循環体制に構築に向けた活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄撲滅のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

④ 有害物質による被害防止のための取組

水銀に関する水俣条約の実施のための取組、アスベスト飛散防止など、有害物質によるリスクを低減し、被害を防止することは、重要な課題です。こうした視点から、リスク低減、被害防止のための活動への支援を進めていきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

① パートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

地域の多様な環境問題の解決については、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担をしつつ、対等の立場で相互に協力して行う協働取組の推進が重要であることから、各主体間において目的・目標の共有化、対等性、相互理解、信頼性などが確保されたパートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。また、パートナーシップによる活動をベースとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に繋がる活動についても重点的に支援していきます。

さらに、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境NGO・NPOを支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

② 環境・経済・社会の持続可能性を目指した活動への支援

2015年9月の国連総会において、2030年に向けた世界の行動計画である2030アジェンダとその目標である持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が採択されました。

また、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development：ESD）については、2019年に「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」（2020-2030年）が採択されています。環境保全の取組も、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会の実現に向けて取り

組む必要があります。

こうした視点から、SDGsの17のゴール、169のターゲットを活用し、またそれらの相互関連性を意識して、国際的なレベル、全国のレベル、地域のレベルそれぞれにおいて、持続可能な社会の実現に向けて、多様なステークホルダーとの連携によりSDGsの実現に資する積極的な取組を支援していきます。

③ 復興支援・防災

近年、東日本大震災や熊本地震などの地震・津波による災害に加え、豪雨による水害・土砂崩れなど特定非常災害に指定される規模の災害が多く発生しており、気候変動対策と防災・減災を効果的に連携させて取り組むことの重要性が再確認され、その推進が望まれています。東日本大震災や豪雨水害等、災害の甚大な被害を受けた被災地における再生・復興等の活動、気候変動リスクを踏まえた気候変動×防災活動、適応促進のための活動を支援していきます。

④ 地域循環共生圏の創造につながる活動への支援

パートナーシップ（協働）による活動をベースとして、各地域がその環境や特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワークを構築していくことで、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏の創造に資する活動を重点的に支援していきます。

⑤ 国際的な視点を持つ活動への支援

先述の2030アジェンダ・SDGsやパリ協定においては、それぞれ、パートナーシップや非政府主体の取組の重要性が強調されています。こうした国際的な潮流を踏まえ、我が国の環境NGO・NPOがより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境NGO・NPOが行う開発途上地域での環境協力についても引き続き支援していきます。特に、アジア太平洋地域における活動を重点的に支援していきます。

⑥ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関連する活動への支援

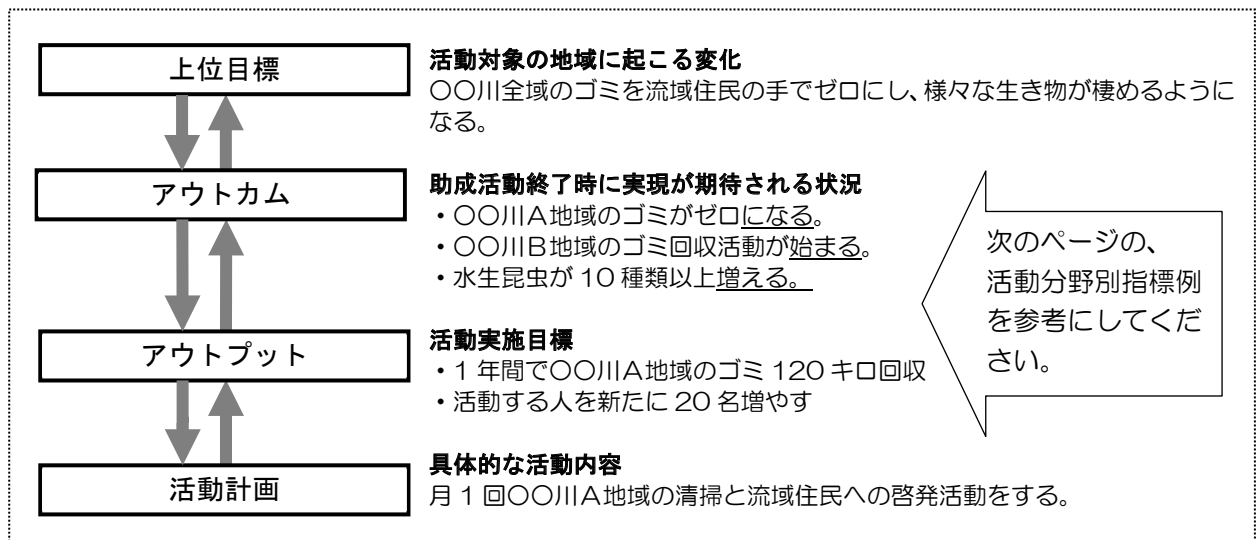
2025年4月13日から10月13日まで、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに大阪・関西万博が開催されます。市民セクターも、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げることを目指す取組を推進する「TEAM EXPO 2025」プログラムなどを通じた参加が期待されています。大阪・関西万博のテーマに関連し、環境NGO・NPOが主体となって推進する活動を支援していきます。

4. 地球環境基金助成金交付要望書 の作成に当たって



要望書作成のポイント

助成金の審査は、「助成金交付要望書」に記載された内容に基づき判断します。従って、活動目的を達成するための具体的な計画（活動内容、実施方法、スケジュール及び予算など）が、いかに的確に記載されているかがポイントになります。



1. プロジェクトデザインが、しっかりしているか。

「何を目的とした活動なのか?」「活動すると環境の何がどう変わるのか?」数枚の「助成金交付要望書」ですが、この内容が読み取れないケースが多々あります。

目標、アウトカム（成果目標）、アウトプット（活動実施の目標）、その活動の関係を明確に示してください。数字の明示が重要になります。

2. 募集案内の内容に一致しているか。

応募された書類の中には、環境保全を目的としていない活動、助成金額の範囲を超えているもの、対象となる経費の単価基準を明らかにオーバーしているもの等、記載内容不備により審査対象外となるケースもあります。基本的なことなので、十分に注意してください。

3. 計画が適正か、無理がないか。

応募された書類の中には、計画通りに実施することが明らかに無理と思われるケースもあります。確実に実施できる無理のない計画であることが重要なポイントです。熟慮の上、計画を立ててください。

4. 要望書を記載した人以外の人に見てもらったか。

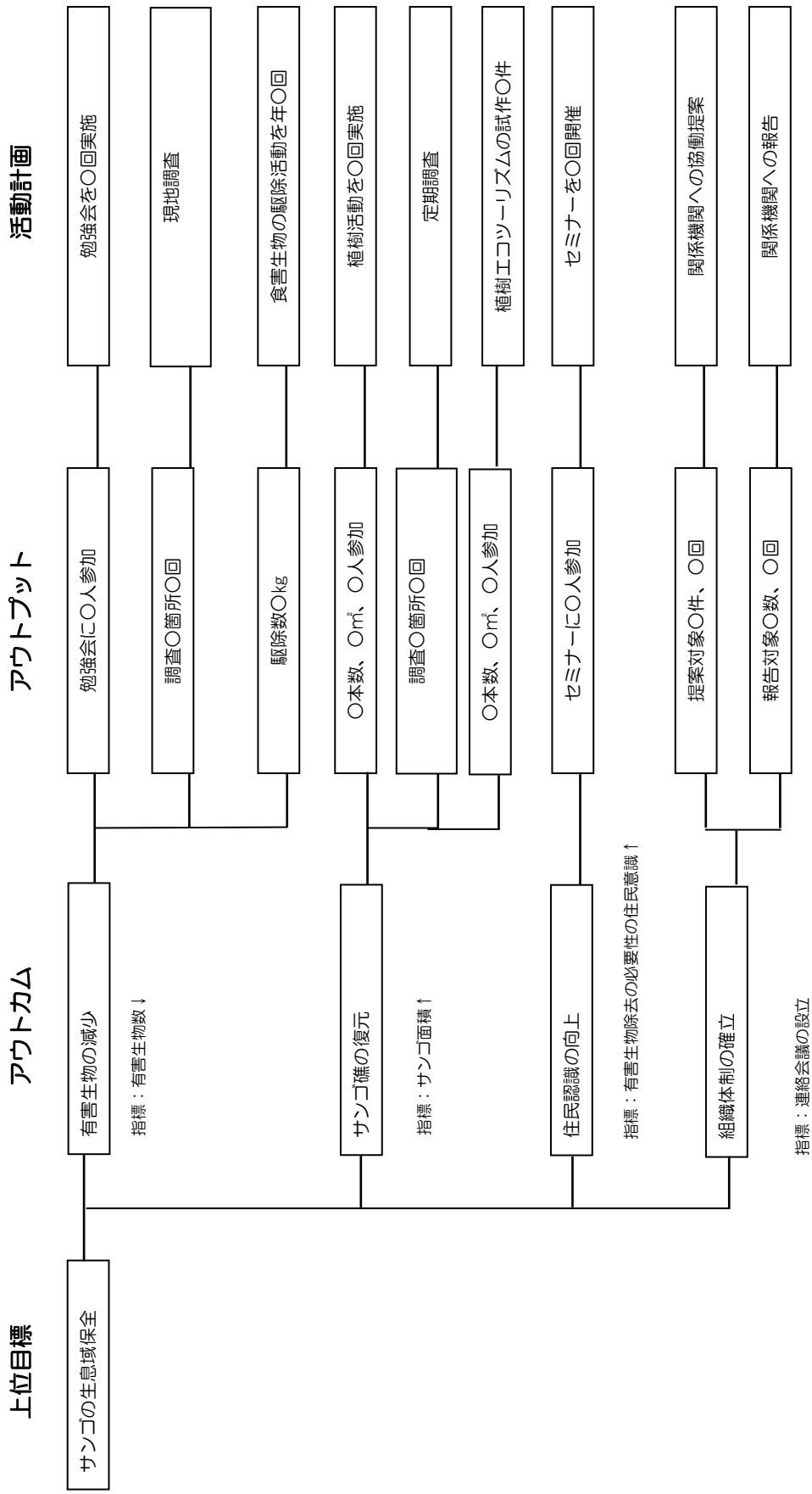
要望書に書かれた内容が他人に十分に伝わるか、思い込みで書かれていないか。書いた本人が確認するだけでなく、団体内の人で確認してもらってはいかがでしょうか。書いた本人だけの思い込みや要望書を第三者がどのように読むのかわかります。手間のかかる作業ですが、その分精度の高い要望書となると思います。

活動分野別 指標例

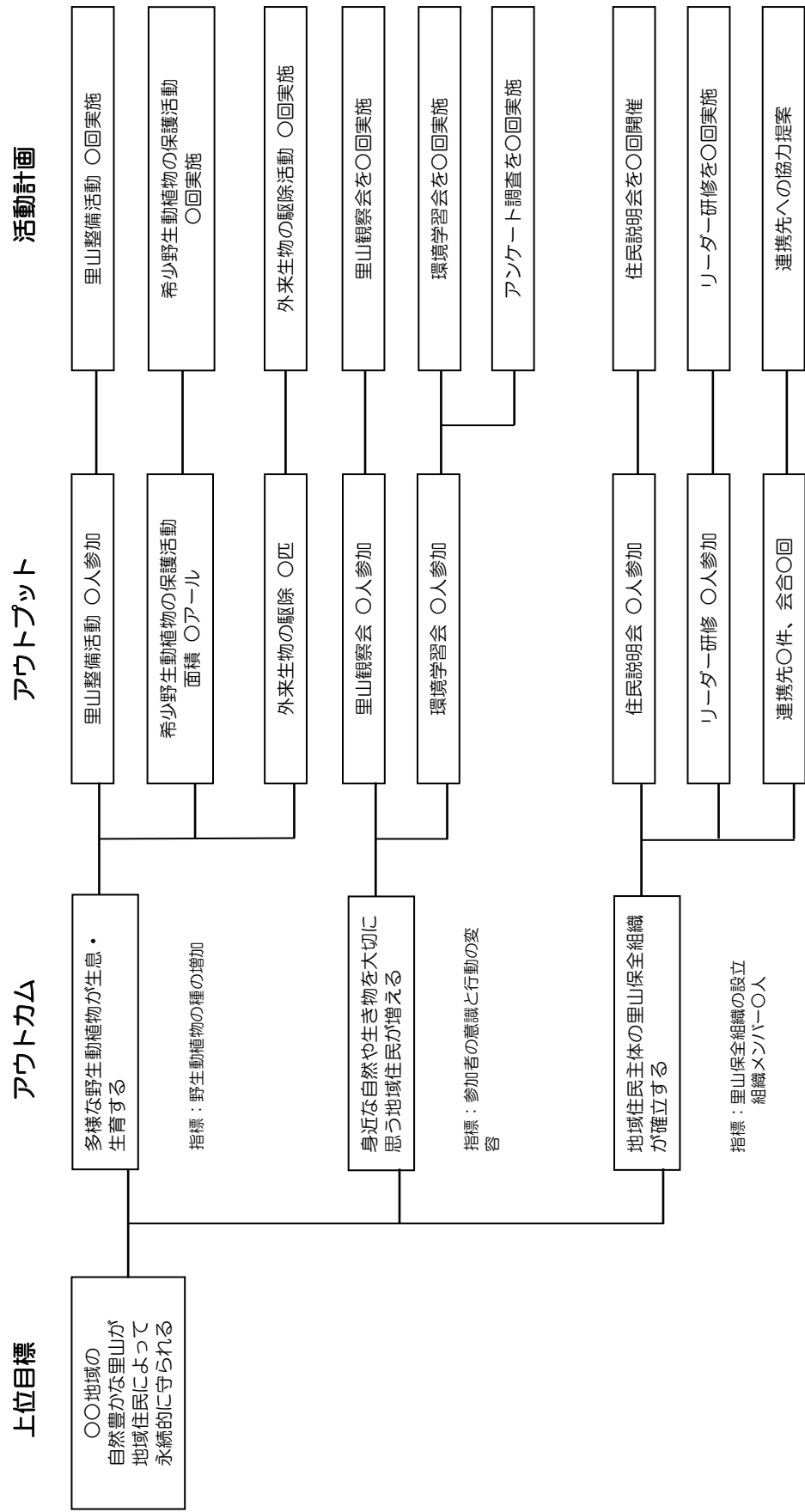
活動分野	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
自然保護・保全・復元	保全・復元できた面積 保全活動で生存した種の量 外来種管理できた面積 種の個体数の増加量	保全活動を実施した面積 保全活動の参加人数 再導入された種の個体数 駆除した外来種の数
森林保全・緑化 砂漠化防止	保全・緑化できた面積 違法伐採の減少(量) 外来種管理できた面積	植林面積、植林本数 緑化活動の参加人数 駆除した外来種の数
環境保全型農業	慣行農業の減少(農家数) 環境保全型農業が確立した農地、農家数 環境保全型農業での生産量増	環境保全型農業導入活動を実施した地域数、農家数 環境保全型農業の耕作面積、活動人数、技術習得者数
脱炭素社会形成・ 気候変動対策	温室効果ガス削減量	再生可能エネルギー導入量 再生可能エネルギー発電量、施設数 エネルギー消費の削減量 脱炭素に向けた活動を実践した人数
循環型社会形成	廃棄物排出削減量 資源リサイクル率、量	3R行動を実践した人数、実施率 リユース品利用量
大気・水・土壌環境 保全	水質改善した河川湖沼面積 大気質の環境基準適合率	汚染物質の削減量 浄化施設設置数 浄化活動の実施回数、実施人数

活動分野/形態	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
総合環境教育、 知識の提供・普及 啓発	普及啓発向上の程度(地域・対象者グループでの関心度・認知度向上など) 啓発・教育により行動変容し、環境配慮行動を実践した人数	研修、イベントの参加人数 観察会、セミナーの参加人数 研修・セミナーの目的達成度(参加者アンケートによる理解度チェック等) 発行物配布数 教育プログラムの参加人数、普及率 技術習得者数
国際会議、 政策提言	国・地域の施策の変更 管理・維持・遵守の合意	提言回数、会合回数 メディア掲載回数 SNSのフォロワー数
調査研究	収集データ・レポートの活用(引用事例) 政策や世論への影響(何か変わるか)	調査回数、調査面積、データ収集件数 調査レポート、HPでの結果公表など

参考 ○○地域におけるサンゴ礁保全活動のロジックモデル



参考 ○○地域における里山保全活動のロジックモデル



地球環境基金は、国からの出資金、個人や企業、団体からの寄付金で造成されています。2022年度は、延べ1,220件、29百万円のご寄付をいただきました。地球環境基金へのご支援に対して、厚く御礼申し上げます。

ご支援いただいた企業や団体のリストにつきましては、以下のとおりとなります。(五十音順・敬称略)

【企業】

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 MS&AD ゆにぞんスマイルクラブ、
浅香工業株式会社、Albizia jewelry、イーパートナーズ株式会社、嬉野温泉病院、
S Gホールディングス株式会社、M.G.I.T.Japan.Export 株式会社、
奥野製薬工業株式会社、オリンパス株式会社、株式会社IBS、株式会社旭創業、
株式会社朝日フィナンシャルグループ、株式会社REJ、株式会社エースランドリー、
株式会社 s.create、株式会社大室明治也、株式会社コクゴ、株式会社志成販売、
株式会社ジャパングリエイト、株式会社そごう・西武、株式会社橘フォーサイトグループ、
株式会社 タニタ、株式会社早木電機、株式会社宮城運輸 総務部、株式会社宗平、
協栄産業株式会社、キリンホールディングス株式会社、五島冷熱株式会社、
三宝電機株式会社、JNC株式会社、大同生命、竹内工業株式会社、
ツアン・システム有限会社、續特許事務所、鳥取ファーマーズガーデン、
鳥本鋼業株式会社、名古屋ハイウェイ株式会社、日本紙通商株式会社 環境部、
早川果樹園、はるな薬局、ファミリーマート八王子甲州街道店、富士通静岡 Hub、
ブックオフコーポレーション株式会社 (キモチと。)、ポケットカード株式会社、
三菱UFJニコス株式会社、明治安田生命 法人サービス部

【国・地方公共団体】

大牟田市役所、海津市役所 市民環境部 環境課、春日部市役所 環境政策課、環境省、
小林市役所 野尻庁舎、五泉市役所 環境保全課、上越市 大島区総合事務所、
東温市役所 市民福祉部 環境保全課、富沢市民センター、直島町役場 環境水道課、
滑川市、富士市役所

【その他】

一般社団法人全国燃料協会、岩倉市環境フェア 2022 実行委員会、エコプロ 2022、
学校法人 玉川学園、国本小学校、埼玉県立いずみ高等学校、
社会福祉法人大洲市社会福祉協議会、Pixel Anglers NFT、広島県福山市立光小学校、
まちカフェ アルテ、メディアデザイン、ロハスフェスタ万博 2022 秋

【企業協働プロジェクト】

一般社団法人日本釣用品工業会

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構
地球環境基金部地球環境基金課



TEL : 044-520-9505

FAX : 044-520-2192

E-mail : kikin_youbou@erca.go.jp

ホームページ : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

《要望書類の提出方法》

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」にて受け付けます。
提出方法については以下のウェブサイトをご覧ください。

URL : <https://jfge.erca.go.jp>

独立行政法人環境再生保全機構は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

地球環境基金では、SNSでも
環境NPO・NGOの活動を
発信しています。

Find us on 



Instagram



twitter

